

上富良野町指定給水装置工事事業 様

上富良野町水道事業者

上富良野町長 向 山 富 夫

水道法の一部改正に伴う指定給水装置工事事業者制度の更新制導入について

日頃より上富良野町の水道事業にご協力いただき厚くお礼申し上げます。さて、水道法の一部が改正されたことに伴い、2019(令和元)年10月1日より指定の更新制が導入されました。この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となります。指定給水装置工事事業者様におかれましては、有効期間の更新手続きが必要となります。また初回の更新手続きにつきましては、政令の規定に基づき従来の制度で指定を受けた日によって更新までの有効期間が(1年から5年)が異なりますので、該当する期間を確認の上、期間内での手続きをお願いいたします。

1. 有効期間

指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日まで	2020(令和2)年9月29日までの1年間
平成11年4月1日～平成15年3月31日まで	2021(令和3)年9月29日までの2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日まで	2022(令和4)年9月29日までの3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日まで	2023(令和5)年9月29日までの4年間
平成25年4月1日～令和 元年3月31日まで	2024(令和6)年9月29日までの5年間

※ 初回の更新手続きについては連絡いたします。

※ 指定を受けた日は新規指定時に受けた日で、代表者等の変更による事業証の交付日ではありませんので注意して下さい。

2. 申請時に必要な提出書類及び持参するもの

- (1) 様式第1 指定給水装置工事事業者指定申請書 (新規指定時の申請書と同様)
- (2) 様式第2 誓約書 (欠格要件に該当しないこと)
- (3) 様式第3 給水装置工事主任技術者選任届
- (4) 別 表 機械器具調書
- (5) 第16の1号様式及び、第16の2号様式 納税状況確認同意書
- (6) 定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票の写し(個人)
- (7) 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの(免状または技術者証の原本もしくは写し)
- (8) 納税証明書

3. 上富良野町が確認する事項(給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について)

- ① 指定給水装置工事事業者の講習会の参加
- ② 指定給水装置工事事業者の業務内容 (営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- ③ 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

4. 更新に係る事務手続き手数料 10,000円 (上富良野町水道条例第25条による)